

高知市住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金 よくあるご質問

No.	ご質問	回答
1	設置済みの場合、補助の対象となりますか。	設置済みの場合は、補助の対象になりません。 本補助金の 交付決定後 に、補助対象事業に 着手（契約・発注） してください。
2	「蓄電池」のみを導入する場合は、補助の対象となりますか。	本補助金は、「太陽光発電設備」又は「太陽光発電設備及びその付帯設備である蓄電池」を導入する事業を補助対象としているため、「蓄電池」のみの導入に対しては 補助を行っておりません 。 既に太陽光発電設備を設置し発電を行っている住宅に対して「蓄電池」を導入する場合は、「 高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金 」の 補助対象となる場合がございます 。詳しい内容については、ホームページをご確認ください。
3	既に「太陽光発電設備」を設置しておりますが、今回「太陽光発電設備」を増設したいと考えています。この場合は、補助の対象となりますか。	「太陽光発電設備」を増設する場合は、補助の対象とならない場合がございますので、 ご相談ください 。
4	余剰電力を売ることはできますか。	本補助金を活用する場合、 固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得することはできません 。 固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を受けずに余剰電力を売ることは制限してありますが、この補助金により導入する太陽光発電設備で 発電した電力量の30%以上を自家消費 することが本補助金の要件ですので、ご注意ください。
5	「蓄電池」の要件である「 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下 （いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。」について、1kWh当たりの価格がそれを超える場合は補助対象外ですか。	まず、この条件を満たす価格の蓄電システムについて、 調達するよう努める必要があります 。努めた結果、その条件を満たす価格のものが 調達困難であった場合 に、その条件を超える価格のものについて、 補助対象 となります。
6	「蓄電池」の補助金算定の際に使用する蓄電容量（kWh）について、製品カタログに記載されている数値（kWh）を使用してもよいですか。	本補助金における「蓄電容量」とは、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値をいいます。 製品カタログに記載されている数値と異なる場合があります 。なお、「一般社団法人環境共創イニシアチブ」が行う「 ZEI補助金 」における蓄電システム製品登録にて登録されたシステムについては、そこで公表されている「 蓄電容量（kWh） 」の値となります。
7	交付申請時に提出する「 見積書 」について、太陽光発電設備と蓄電池の見積書は別紙でないといけませんか。	別紙でなくてもかまいません。 ただし、下記の項目のそれぞれの金額が分かるように記載してください。 ・ 太陽光発電設備に係る購入費 ・ 太陽光発電設備に係る工事費 ・ 蓄電池に係る購入費 ・ 蓄電池に係る工事費 また、値引きがある場合は、値引き後の金額で記載していただくか、どの項目から値引きをするかが分かるように記載してください。
8	交付申請時に提出する「 見積書 」について、「 太陽光発電設備 」と「 蓄電池 」の両方に 関わる設備の経費 はどちらの補助対象経費とすべきでしょうか。	「 太陽光発電設備 」と「 蓄電池 」の両方に 関わる設備の経費 は、「 蓄電池 」の 補助対象経費 として計上してください。
9	交付申請時に提出する「 市税に係る納税証明書（官公庁提出用） 」（高知市資産税課税務証明係（本庁舎2階）で令和7年4月1日以降に発行したもの）」は地域の窓口センターでも取得できますか。	地域の窓口センターでは取得できません 。 「 資産税課（高知市役所本庁舎2階） 」にて、取得してください。
10	交付申請時に提出する「当該年度の 固定資産税納税通知書・課税明細書 の写し又は当該年度の 土地・家屋課税台帳兼名寄帳 」について、最近建てた家であるため、該当の書類がありません。	このような場合には、「 建築基準法に基づく検査済証の写し 」又は「 建物の登記事項証明書（コピー不可） 」を提出してください。
11	補助対象設備を設置する住宅はこれから建築予定であるため、交付申請時には「 建物の種類についての申出書 」の提出が必要ですが、これはどのような書類ですか。	任意の様式で結構です（様式は定めておりません。） 高知市新エネルギー・環境政策課ホームページ （ https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/ ）に記載例を示していますので、ご参考にしてください。
12	実績報告時に提出する「 補助対象設備の保証書の写し 」について、保証書の発行手続きに時間を要するため、 実績報告期限までに提出できません 。	提出期限までに、「 メーカーへ保証書の発行を依頼していることが分かる書類 （メーカーへの提出資料等）」をご提出ください。これにより、実績報告書類の審査を行います。 その後、「 保証書 」が発行された段階でその写しを提出してください。
13	補助金交付申請後に補助対象設備を設置する住宅が完成した場合に、実績報告時に提出が必要な「 建築基準法に基づく検査済証 」の写し又は「 建物の登記事項証明書 」とは、「 建築基準法に基づく確認済証 」でもよいでしょうか。	「 確認済証 」とは、住宅建築前に建築予定の内容で届け出たものであり、その 内容どおりに住宅を建築した証明にはなりません 。 「 建築基準法に基づく検査済証 」の写し又は「 建物の登記事項証明書 」を提出してください。